

中国支部の三年

中国支部支部長 山広 宗則

要 約

中国支部は、平成 18 年 3 月 24 日に設立され、中国経済産業局がある関係上、その支部室は、広島市（中区幟町 13-14）に設けられました。

岡山、広島、山口、鳥取、島根の中国五県をエリアとして活動しますが、東京、大阪、名古屋などの大都市とは違って、大人数の弁理士を控える主たる事務所はなく、1、2 名の弁理士からなる事務所ばかりであります。また、研修や支部役員会は支部室周辺で開催することが多く、他県から集まる弁理士には一日仕事、場合によっては泊りがけとなります。特に鳥取、島根からは交通の便が悪いため、広島市に出るよりは、飛行機で東京に赴いた方が早いといった有様です。

このような環境において、中国支部では、この三年間、支部役員を中心に知的財産権制度の普及に努めてまいりました。

こうした中国支部の設立背景から現状の構成及び活動状況そして今後の課題等について御紹介致します。

1. 設立背景

全国支部化の構想のもと、従来の中国・四国部会においてそれぞれ支部設置会議が数回に渡って開催されました。会議では、部会において関心のない方がおられる、従たる事務所の会員の協力が得られるか否かは不透明、といったことから、一部の者に毎年のごとく負担がかかってしまう恐れがある以上現時点で中国支部を設けることは時期早尚ではないかといった意見がありました。しかしながら、中国支部としての事業を遂行するには本会の支援を受けることが不可欠であることを確認し、最終的には全国支部化の流れに足並みを揃えることになりました。

そして、支部室を構える候補場所を広島市の会員で募った後、ユーザーの利便性及び支部室常駐事務職員との連絡性を考慮した結果、現在地に決定され、承認されました。

2. 支部会員

平成 21 年 1 月 15 日における支部会員数は、総計 63 名です。内訳は、鳥取県 7 名（主たる事務所：3 名、従たる事務所：4 名）、島根県 4 名（主：2 名、従：2 名）、岡山県 15 名（主：13 名、従：2 名）、広島県 31 名（主：

25 名、従：6 名）、山口県 6 名（主：6 名、従：0 名）となっています。

弁理士合格者の増加に伴い、中国支部においても年々会員数は増加しております。

3. 支部役員（敬称略）

中国支部では、副支部長を各県に一人は配置するようにするとともに、県の窓口責任者を兼任するようにして連絡の一元化を図っています。また、副支部長については、支援担当、研修担当、広報担当、庶務・会計担当、例規担当といった役割分担を行い、支部長をサポートするようにしています。

歴代の支部役員は次の通りです。

(1) 平成 18 年度支部役員

支部長：三原 靖雄

副支部長：

板野 嘉男、片田 欽也、井上 浩、田邊 義博、森山 陽

監査役：森 廣三郎

(2) 平成 19 年度支部役員

支部長：須田 英一

副支部長：

井上 浩, 田邊 義博, 森山 陽, 松浦 瑞枝,
専徳院 博

監査役：鶴亀 國康

(3) 平成 20 年度支部役員

支部長：山広 宗則

副支部長：

廣川 裕美, 森 寿夫, 中村 照雄, 田邊 義博,
森山 陽

監査役：笠原 英俊

4. 活動状況

(1) 講師等としての参加・協力

中国支部会員は、国、県、市、大学・高等学校などの公的機関の要請を受けて、各種知的財産セミナーや出張授業における講師や、知財駆け込み寺連携事業における相談員として参加し、地域の知的財産制度の普及に努めるとともに知的財産活動を支援しています。

特に鳥根県、鳥取県については、日本弁理士会と知財支援協定が締結された関係で（鳥根県：H17.5.18～H20.3.31、鳥取県：H18.5.11～H21.3.31）、講師や相談者として中国支部会員が参加することが多く、鳥取県で開催されたセミナー等のここ一年の数は、全国的にみても突出した多さです。この間、地元弁理士は、本業の時間を割きながら支援活動に携わってまいりました。

(2) 相談業務

中国支部では、支部室にて毎週水曜日に予約制の特許無料相談会を開催しており、最近では月に3、4件の相談があります。特筆すべきは、広島市で開催しているにも拘わらず県外の会員も相談者としてご協力を頂いていることでもあります。相談者は希望者からなりますが、広島の会員だけに負担をかけまいとする表れであると思います。また、特許無料相談会の開催については、定期的に新聞広告を出してアピールしております。新聞広告はあまり派手ではありませんが、広告回数としては、他の士業と比較しても多く、その結果、相談件数も徐々に増加しています。

また、全国一斉無料特許相談会は、各県で開催しておりますが、特に岡山県は、担当者をはじめ岡山県会員の熱心な協力および一致団結したPR活動によって、相談件数は、全国規模で常にトップクラスであります。また、鳥根県、鳥取県、山口県では、相談場所を毎年、固定するのではなく、県内全域でPRできるように工

夫を凝らしています。因みに、鳥根県の今年度の相談は、離島（隠岐の島）で開催しました。

(3) 義務研修の実施

平成 20 年 4 月 1 日から、弁理士の資質向上を図るため全弁理士を対象とする義務研修制度がスタートし、多くの研修を受講することになりました。しかしながら、研修の多くは、e-ラーニングシステムを除いて東京、大阪、名古屋で開催され、地方弁理士にとっては時間的、費用的なハンデがあります。そこで中国支部としましては、中国エリアにおいて義務研修及び集合研修を開催するように努めてまいりました。

集合研修に関しては A から E のグループ分けの垣根を越え、中国支部会員であれば受講可能なように調整してまいりました。

特に中国支部は規模が小さいため、独自に講師の選出・依頼を行って研修を開催することはなかなか困難な状況にあります。そこで、今後は、近隣の支部と合同で研修を開催するなど検討する必要があると思えます。

(4) TV 会議（Web 会議）システムを活用した支部役員会の開催

現在、各支部と本部間においては各支部長が毎回上京する必要がないように TV 会議システムを活用して支部長会議や知的財産支援センター部会長会議が開催されているのはご存知の通りです。

中国支部では、更に進めて、全国支部の中で初めてインターネットを利用した TV 会議（Web 会議）システムを導入し、支部役員会を実施しています。これは、中国支部室と中国支部の各役員の有するパソコンとを結ぶものであり、パソコンに別付けした Web カメラとマイクを介して会議を行うものであります。Web カメラ等のセットは、支部役員の数分だけあり、毎年次の支部役員に申し送りするようにしています。

ソフトの使用や支部室側での機材のレンタル料等として費用がかかるものの、これによれば、支部役員が支部室に集合する必要がないため、交通費が軽減できるとともに時間の有効利用が図れるといったメリットがあります。支部エリア内の交通の便が悪い中国支部においては、レンタル料の方が交通費よりも低廉となっています。現在は、中国支部だけが導入してはいますが、今後、他の支部においても TV 会議（Web 会議）システムが広がっていくものと思えます。

(5) また、中国支部では他の支部に先行して支部パ

ンフレットを作成したり、支部ホームページ (<http://www.jpaa.or.jp/chugoku/>) を作成するなどして、積極的にPRを行っています。

5. 今後の課題

(1) どここの支部でも頭を痛めていることと思いますが、支部活動に参加してくれる会員が少ないといったことが挙げられます。中国支部規則第9条には、支部会員の義務として、「中国支部所属弁理士は、主たる事務所の会員であると従たる事務所の会員であるとを問わず、第4条に定める支部の事業に参加しなければならない。」と規定されているのですが、現実的には、義務であることを認識されていない会員が散見されます。例えば、支部総会や臨時総会の通知をしても、何ら音沙汰のない会員が半分程度もいて、残念な限りです。

中国エリアに事務所を構えている以上は、地域活動に積極的に参加することは当然のことであり、非協力的な態度は、活動を行っている会員に対しても悪影響を及

ぼすことになるのではないかと危惧しております。

(2) 特に従たる事務所の支所会員においては、地方から仕事だけを吸い上げていると見られても仕方のない状態となっていますので、主たる事務所の会員以上に支部活動に積極的に参加して頂き、少なくとも何年かおきには支部役員になってもらいたいものであります。しかしながら、この三年間に役員になった支所会員は一人もいない状態であります。

従たる事務所を設けることができるようになって数年が経過しますが、その有り方を見直すことが必要な時期なのではないかと思えます。

(3) このように、支部が設立されて3年が経過しても全ての活動が順調に動いている訳ではありませんので、会員の皆様には支部活動に対する一層のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上

(原稿受領 2009. 1. 19)

